

森林整備保全事業計画（案）の概要

1 基本的な方針

- 森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の様々な機能の発揮を通じて、国民生活や国民経済の安定に寄与する「緑の社会資本」
- 森林整備保全事業は、森林の多面的機能を維持・増進することにより豊かな国民生活に寄与する環境創造事業として、以下に掲げる目標、留意事項を念頭に置き、計画的かつ総合的に推進

2 事業実施にあたっての留意事項

- **施策連携の強化等**
 - ・ 森林整備事業と治山事業との適切な役割分担による効果的な事業の推進。
 - ・ 間伐材等の利用促進や防災情報の提供等のソフト施策との連携強化。
 - ・ 他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携強化。
- **森林資源及び既存施設の有効活用**
 - ・ 事業実施に当たり、間伐材等を含む地域材の利用の促進や既存施設の有効活用を推進。
- **地域の特性に応じた事業の実施**
 - ・ 国、地方公共団体等の適切な役割分担及び連携による地域の特性に応じた効果的な整備を推進。
- **多様な主体の参加の促進**
 - ・ 市町村森林整備計画等の策定等を通じて、事業の構想段階から地方公共団体や地元住民の意見を反映。
 - ・ NPO等多様な主体の参画による森林の整備・保全の推進。
- **事業評価の厳正な運用と透明性の確保**
 - ・ 費用対効果分析等により政策効果を適切に把握し評価。
- **工期管理とコスト縮減**
 - ・ 工事コストの縮減に加え、事業便益の早期発現及び将来の維持管理費等の縮減により総合的にコストを縮減。

3 事業の目標と主な成果指標

森林の重視すべき機能等を踏まえ、「安心」「共生」「循環」「活力」の4つの視点で目標を設定。

また、森林の整備保全をはじめとする森林・林業に関する施策の充実及び国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組により、森林経営による吸収量3.9%（1,300万炭素ト）の確保を目指す。

『安心』・・・国民が安心して暮らせる社会の実現

主な成果	育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 【整備保全をしない場合50%→整備保全により66%】
主な成果	周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落数 【4万8千集落（H15）→5万2千集落（H20）】

『共生』・・・森林と人とが共生する社会の実現

主な成果	針広混交林など多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合 【31%（H15）→35%（H20）】
主な成果	市街地や工場、農地等を保全するための海岸林や防風林等の保全 【延長約7,000km】
主な成果	森林環境教育や健康づくりの場として利用されている森林の再整備により都市住民へ森林とふれあう機会の提供 【約700万人（H15）→約1,100万人（H20）】

『循環』・・・循環を基調とする社会の形成への寄与

主な成果	木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 【1億2千万m ³ 増加】
------	---

『活力』・・・活力ある地域社会形成への寄与

主な成果	森林資源を積極的に利用している地域数 【約10流域（H15）→約20流域（H20）】
主な成果	山村地域の生活環境の整備による定住条件の向上 【約80万人】

4 事業分野別の取組

○ 森林整備事業

<重視すべき機能に応じた多様な森林づくり>

森林の健全性の確保に必要な間伐等の森林施業を推進するとともに、「水土保全」「森林と人との共生」「森林資源の循環利用」の重視すべき機能に応じた多様な森林づくりを推進。

<山村の活性化>

山村の基幹産業である林業等の振興に不可欠な林道開設や居住地周辺の森林の整備、生活環境の整備等による山村の活性化。

- | | |
|-------|---|
| 主な事業量 | <ul style="list-style-type: none">・ 約90万haの水土保全林において、森林の健全性確保に向けた間伐、複層林や高齢級の森林、針広混交林へ誘導を実施。・ 約350地区において、山村地域の定住基盤、森林整備の基盤等を総合的に実施。 |
|-------|---|

○ 治山事業

<安全で安心して暮らせる国土づくり>

山地災害の防止とこれによる被害の軽減を図るため、ソフト施策を含めた治山対策の実施。

<豊かな水を育む森林づくり>

ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている森林の再生。

<身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり>

荒廃した里山林や海岸林等の身近な森林の再生。

- | | |
|-------|--|
| 主な事業量 | <ul style="list-style-type: none">・ ダム上流等の重要な水源地を対象に、荒廃した森林の再生等を約1,500地域で実施。・ 集落、市街地、重要なライフライン等に近接する地域において、山地災害を防止するための森林の保全対策を約1,900地域で実施。 |
|-------|--|